

認可外保育施設指導監督要綱

第1 総則

(目的)

第1条 この要綱は、認可外保育施設について、児童福祉法（昭和22法律第164号。（以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。（以下「政令」という。）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。（以下「省令」という。）及び児童福祉法施行細則（昭和32年11月29日北海道規則第128号（以下「細則」という。）の規定並びに「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、設置等の届出制度、設置者等への指導監督等の実施に関し必要な事項を定めることにより、認可外保育施設の保育内容及び保育環境の適正化を図り、もってこれらの施設に入所している児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で、「認可外保育施設」とは、道内（札幌市、函館市及び旭川市を除く。）に所在する法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。（以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）のほか、道及び市町村が設置する認可外保育施設をいい、その種類は次に掲げるものとする。

(1) 企業主導型保育施設

子ども・子育て支援法第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るもの。

(2) 幼稚園併設施設

幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されている施設。

※ なお、乳幼児が保育されている実態があるか否かについては、当該施設のプログラムの内容、活動の頻度、サービス提供時間の長さ、対象となる乳幼児の年齢等その運営状況に応じ、判断すべきであるが、少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを状態としている場合は保育されているものとする。

(3) 公立認可外保育施設

道及び市町村が設置する施設（へき地保育所を含む）であって、前号までに掲げるもの以外の施設。

(4) 家庭的保育事業

保育に従事する者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）において、乳幼児の保育を行う事業

(5) 事業所内保育施設

主に事業主が雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するため、自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて保育を実施する施設（事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために設置する施設を含む）であって、前号までに掲げるもの以外の施設。

(6) 居宅訪問型事業

乳幼児の居宅において保育を行う事業

(7) ベビーホテル

夜間保育（午後8時を超え、午前2時までの時間帯の全部又は一部を含んで開設しているもの）、宿泊を伴う保育（午前2時を超え、午前7時までの時間帯の全部又は一部を含んで開設しているもの）又は時間単位での一時預かり（利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合に限る）のいずれかを行っているもので、前号までに掲げるもの以外の施設

(8) 私立認可外保育施設

前号までに掲げるもの以外の施設

2 この要綱において、届出対象となる認可外保育施設（以下「届出対象施設」という。）とは、法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設のほか、公立認可外保育施設も対象となること。

また、届出対象外施設とは、認可外保育施設のうち省令第49条の2各号に該当するものをいい、次に掲げる乳幼児（一時預かり児童を含む）のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるものとする。

(1) 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあっては、当該顧客の監護する乳幼児。

(2) 設置者の四親等内の親族である乳幼児。

(3) 設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児。

(4) 一時預かり事業の対象となる乳幼児。

(5) 病児保育事業の対象となる乳幼児。

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の対象となる乳幼児。

(7) 半年を限度として臨時に設置される施設。

(8) 認定こども園法第3条第3項に規定する連携施設（幼稚園型認定こども園）を構成する保育機能施設

（指導監督の事項及び方法）

第3条 認可外保育施設に対する指導監督は、別添の認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）に基づき、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設整備等について行うものである。

なお、指導監督は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」に基づき効果的・効率的に行うこと。

2 指導監督は、第2から第6までに定めるところに従って行うものとする。

(認可外保育施設の把握)

第4条 総合振興局・振興局長（以下「総合振興局等」という。）は、市町村の協力を得て、認可外保育施設の速やかな把握に努めるものとする。また、消防署、保健所などの関係機関との連携や、地域の児童委員の活用を図るものとする。

（参照条文）法第59条の2の6

都道府県知事は、第59条、第59条の2及び前条に規定する事務の執行及び権限の行使に関し、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

（参照条文）子ども・子育て支援法第58条の12

市町村長は、第30条の11第1項及び第58条の8から第58条の10までに規定する事務の執行及び権限の行使に関し、都道府県知事に対し、必要な協力を求めることができる。

(認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導)

第5条 総合振興局等は、認可外保育施設の開設について、その設置予定者等から相談があった場合や、設置について情報を得た場合には、様式1及び指導監督基準等により、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、関係法令及び指導監督基準の遵守を求める。

また、当該施設が第2条第2項に規定する届出対象施設に該当する場合は、次条に規定する届出を行うよう指導する。

(設置等の届出)

第6条 届出対象施設の法第59条の2第1項の規定による設置の届出は、細則別記第20号様式の4によるものとする。

2 法第59条の2第2項の規定による変更の届出にあつては、細則別記第20号様式の5、同項の規定による事業の廃止又は休止の届出にあつては、細則別記第20号様式の6によるものとする。

(届出対象施設への指導)

第7条 総合振興局等は、届出対象施設であるにもかかわらず、開設後1か月を経過後も届出を行っていない認可外保育施設を把握した場合は、様式2により期限を付して届出を行うよう求めるものとする。

(届出懈怠施設及び虚偽の届出をした認可外保育施設への措置)

第8条 総合振興局等は、前条により期限が過ぎても届出がない場合には、非訟事件手続法に基づき、様式3により過料事件の手続きを行うものとし、届け出た事項が指導監督により虚偽の届出であることが判明した場合についても同様とする。

（参照条文）法第62条の4

第59条の2第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。

(認可外保育施設に係る報告及び通知)

第9条 総合振興局等は、認可外保育施設から法第59条の2第1項に規定する設置に係る届出（細則別記第20号様式の4）又は同条第2項に規定する変更、休止若しくは廃止の届出（細則別記第20号様式の5又は別記第20号様式の6）があった

場合は、当該施設の所在する市町村長に速やかに通知するものとする。

第2 指導監督

(通常の指導監督)

第10条 通常の指導監督は、報告徴収及び立入調査により行うものとする。

(報告徴収)

第11条 総合振興局等は、届出対象施設の設置者又は管理者に対して、法第59条第1項及び第59条の2の5第1項並びに細則第17条の5に基づき、毎年4月30日までに、細則別記第20号様式の7により、運営状況の報告を求めるものとし、その際、次に掲げる場合においても報告するよう併せて指示するものとする。

なお、届出対象外施設に対し、必要と認める事項の報告を求める場合についても、これを準用する。

(1) 事故等が生じた場合の報告

当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案が生じた場合は、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号通知）に基づき、直ちに報告させるものとする。

また、食中毒事案等が生じた場合は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付け健発0222002号・薬食発第0222001号・雇児発0222001号・社援発第0222002号・老発0222001号通知）に基づき、報告させるとともに、管轄の保健所に報告させ必要な指示を求めるよう指示するものとする。

(2) 上記(1)の死亡事案等のほか、児童虐待若しくは不適正な保育があったとき又はその疑いが強いときは「社会福祉施設等における事故等の防止及び報告について」（平成21年4月1日付け施運第6号保健福祉部長通知）において規定する「社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に基づき、直ちに報告させるものとする。

(3) 長期滞在児がいる場合の報告

当該施設に、24時間かつ週のうち概ね5日程度以上入所している児童がいる場合は、当該児童の氏名、住所及び家庭の状況等を様式4により直ちに報告させるものとする。

(4) 届出事項に変更が生じた場合の報告

届出対象施設については、設置後届け出た事項のうち、省令で定める事項に変更を生じた場合は、細則別記第20号様式の5により変更後1か月以内に報告させるものとする。

(5) 事業を廃止し、又は休止した場合の報告

届出対象施設については、当該施設を廃止し、又は休止した場合は、細則別記第20号様式の6により廃止又は休止の日から1か月以内に報告させるものとする。

2 前項による報告がない場合については、様式5により概ね2週間の期限を付して、報告を求めるものとする。

(特別の報告徴収)

第12条 総合振興局等は、当初の届出事項からの変更が認められる場合、運営状況

報告の内容に疑義がある場合、臨時の報告又は長期滞在児の報告はないがその事実が判明又は強く疑われる場合、利用者から苦情や相談又は事故に関する情報等が行政庁に寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると考えられる場合には、随時、特別に報告を求める。

なお、この際には、必要に応じて第15条の特別立入調査を実施するものとする。

(事故、長期滞在児、児童虐待等があった場合の報告)

第13条 総合振興局等は、第11条第1項(1)、(2)及び(3)の報告があったときは、施設から提出された事故報告書等の写しにより、子ども子育て支援課長へ直ちに報告するものとする。

(通常の立入調査)

第14条 総合振興局等は、届出対象施設に対し、様式6-1又は様式6-2(認定こども園である認可外保育施設にあっては様式6-3)により、原則年1回以上定期的に立入調査を行うものとする。ただし、長期間(5年以上)経営されており前年度の立入調査において文書・口頭指導事項がなく、前条に規定する運営状況報告により、児童の処遇をはじめその運営が優良であるものと認められる認可外保育施設(ベビーホテルを除く)については、2年に1回とする。

また、家庭的保育事業(法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設)又は事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設のうち、1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。)に対する立入調査については、年1回以上行うことを原則とするが、困難な場合は、立入調査に代えて、当該施設の長又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年1回以上行うこともやむを得ないこととする。ただし、苦情等の内容が深刻であるとき若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講していない保育従事者が多いときなどは、立入調査を行うものとする。

なお、市町村が設置する「へき地保育所」については、様式6-4により2年に1回定期的に立入調査を行うものとし、居宅訪問型保育事業(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設)については、立入調査に代えて、事業所長又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年1回以上行うものとする。ただし、苦情等の内容が深刻であるとき若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講していない保育従事者が多いときなどは、様式6-5又は様式6-6により必要に応じて立入調査を行うものとする。

また、そのほかの届出対象外施設についても、可能な範囲で立入調査を行うよう努めるものとする。

(特別立入調査)

第15条 総合振興局等は、死亡事故等の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれがある場合(こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。以下同じ。)又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等であって、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められるときには、届出対象施設であるか否かにかかわらず、随時、特別に立入調査を実施するものとする。

(事業所への立入調査)

第16条 総合振興局等は、認可外保育施設への立入調査だけでは、運営状況等が十分に把握できない場合は、当該施設の設置者等の事務所に対して立入調査を実施し、必要な報告徴収をするものとする。

(参照条文) 法第61条の5及び第62条

第61条の5 正当の理由がないのに、第29条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁させず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、50万円以下の罰金に処する。

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～六 (略)

七 正当の理由がないのに、第59条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(立入調査の方法等)

第17条 総合振興局等は、毎年度ごとに立入調査の実施計画を立てるものとし、届出対象施設であるか否かにかかわらず、問題を有すると考えられる施設に対する重点的な指導に配慮するものとする。

- 2 立入調査を行う者(以下「立入調査員」という。)は、総合振興局・振興局保健環境部社会福祉課職員であって、認可外保育施設に関する関係法令等に係る十分な知識と経験を有する者(やむを得ない場合は知識と経験を有する者)とする。
- 3 立入調査の実施に当たっては2名以上で行うものとし、立入調査員は必ず立入調査員証を携帯するものとする。
- 4 立入調査に当たっては、保育の実施主体である市町村に対し、立会いを求める等必要に応じて連携を図るものとする。

なお、市町村は、幼児教育・保育の無償化の対象施設・事業である特定子ども子育て支援施設等(子ども・子育て支援法第30条の11第1項)に対して、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)」の第53条から第61条の規定を遵守させるため、「特定子ども・子育て支援施設等指導指針」及び「特定子ども・子育て支援施設等監査指針」(令和元年11月27日付け府子本第689号、元文科初第1118号、子発1126第2号「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について」別添1及び2)に基づき、子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項に定める指導と、子ども・子育て支援法第58条の8第1項に定める監査を行うことが求められているため、立入調査に当たっては、事前に市町村の指導内容を把握するとともに、監査が実施された場合には、指摘事項や改善状況を確認し、効果的・効率的な調査を実施するよう努めること。

—また、市町村から子ども・子育て支援法第58条の2及び第58条の8から第58条の12までの規定に基づく協力要請があった場合は、市町村による調査等と連携し、一体的に調査を実施するものとする。

- 5 防災上、衛生上の問題等があると考えられる施設については、消防機関、衛生関係部局等と連携して指導を行うものとする。
- 6 年度途中、新規に把握された施設については、実施計画に基づく調査とは別に、速やかに立入調査を行うよう努めるものとする。

- 7 立入調査を行う認可外保育施設の設置者又は管理者に対し、期日を事前通告するものとする。
ただし、認可外保育施設において死亡事故等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合等は、必要に応じて、事前通告せずに第15条に規定する特別な立入調査を実施することができる。
- 8 立入調査における調査、質問等は、設置者又は管理者に対して行うことを通例とするが、必要に応じて、保育従事者からも事情を聴取する。施設内での虐待や虚偽報告が疑われる場合等は、利用児童の保護者等から事情を聴取するものとし、施設への立入調査の際には利用児童の様子を確認するものとする。
- 9 改善指導は文書で行うことを原則とするが、これに先立ち立入調査の際においても、必要と認められる助言、指導等を口頭により行うものとする。
- 10 立入調査により行った指導監督の結果について、指導監督担当職員の所見や現地における状況等に基づき、施設の問題点を明らかにした上で、これに対する措置を具体的に決定し、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置を講じるものとし、具体的には、第3から第5までに規定するところによる。
- 11 死亡事故等の重大事故が発生した場合に行う検証において、事故の発生前までに実施した指導監督及び事故に関連して行った指導監督の結果並びに措置状況等について、事故後に行う検証において活用するものとする。
- 12 立入調査の結果について、様式7（ベビーホテルにあっては、様式8を添付）により、毎年4月30日までに、子ども子育て支援課長に報告するものとする。

第3 問題を有すると認められる場合の指導監督 (通則)

第18条 総合振興局等は、立入調査の結果、指導監督基準に照らして改善を求める必要があると認められる場合は、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の措置を通じて改善を図るものとする。

(改善指導)

第19条 総合振興局等は、立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求める必要があると認められる認可外保育施設については、原則として文書により改善指導を行うものとする。

- 2 前項の文書による改善指導を行う場合には、期限までに法第59条第3項に基づく改善勧告及び同条第4項に基づく公表等の対象となり得ることを示した上で、改善すべき事項を様式9により通知し、概ね1か月以内の回答期限を付して、様式9-1により改善状況の報告を求めることとする。

なお、改善に時間を要する事項については、概ね1か月以内に改善計画の提出を求めるものとする。

- 3 改善指導に係る回答又は提出があった場合は、その改善状況を確認するため、必要に応じ、設置者又は管理者に対する出頭要請や施設又は事務所に対する特別立入調査を行うものとし、その結果について様式10により子ども子育て支援課長に報告するものとする。

なお、回答期限又は提出期限が経過しても報告又は提出がない場合についても、同様とする。

(改善勧告)

第20条 総合振興局等は、改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合には、改善指導にとどめずに、法第59条第3項に基づく改善勧告を行うものとする。

2 前項の改善勧告を行う場合には、期限までに改善されなければ、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象となり得ることを明示した上、概ね1か月以内の回答期限を付して、様式11により通知するものとする。

なお、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合は、移転に要する期間を考慮して3年以内の適切な期限を付して移転を勧告するものとする。

3 改善勧告を行う場合は、必要に応じて、事前又は事後速やかに、児童相談所、市町村、児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入先の確保等について調整を図るものとする。

4 改善勧告を受けた設置者又は管理者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況等を確認するため、速やかに特別立入調査を行うものとし、その結果について様式12により子ども子育て支援課長に報告するものとする。

なお、回答期限が経過しても報告がない場合についても、同様とする。

また、必要に応じて改善勧告に対する回答の期限内においても、当該施設の状況の確認に努めるものとする。

5 改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、当該施設の利用者に対し、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について個別通知等により周知し、当該施設の利用を控える等の勧奨を行うとともに、利用児童に対する福祉の措置等を講ずるものとする。

6 改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、法第59条第4項に基づく改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について、様式13により報道機関等を通じて公表するものとする。

また、地元市町村に対し、その内容を通知するとともに、公表するよう要請するものとする。

第4 事業停止命令又は施設閉鎖命令

(事業停止命令及び施設閉鎖命令)

第21条 事業停止命令は、期限又は条件を付して、当該認可外保育施設を運営する事業の停止を命ずる行政処分であり、期限又は条件の設定に当たっては、改善すべき内容や程度、児童処遇上の影響等を総合的に判断し、処分の理由となった原因が改善されるまでの期間又は一定期間に改善すること等を条件とする。

2 施設閉鎖命令は、将来にわたり当該認可外保育施設を運営する事業を禁止する行政処分であり、次のいずれかに該当する場合であって、かつ、当該施設の運営の継続が児童の福祉を著しく害する蓋然性があると認められる場合に適用するものとする。

(1) 児童虐待等の重大な事故が発生し、施設側に故意又は重大な過失があることが明白であると認められる場合

(2) 再三にわたる改善指導、改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われず、自主的な是正や改善が図られることが明らかに見込めないと認められる場合

(3) 当該施設の設置者又は管理者が施設を運営する事業に関し、他の法令に違反して行政処分又は司法処分を受けた場合であって、その違法行為が悪質なものと認められる場合

(4) 上記(1)、(2)及び(3)に準じるものと認められる場合

(事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象)

第22条 総合振興局等は、改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるときは、様式14により弁明の機会を付与し、事業停止又は施設閉鎖を命ずるものとする。

この場合において、総合振興局等は、事前に知事に協議するものとし、知事は、北海道社会福祉審議会の意見を聴くものとする。

(事業停止命令又は施設閉鎖命令の手順)

第23条 総合振興局等は、事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、必要に応じて、事前又は事後速やかに、児童相談所、市町村、児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図るものとする。

2 事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、様式14により事前に弁明の機会を付与するものとする。

3 弁明書の提出を受けた後又は提出期限を経過した後、速やかに、知事に協議するものとし、知事は北海道社会福祉審議会意見を聴くものとする。

4 知事は、北海道社会福祉審議会の意見を聴き事業停止又は施設閉鎖を命ずることが適当と認められる場合は、速やかに総合振興局等に通知するものとし、総合振興局等は、これに基づき様式15により事業停止又は施設閉鎖を命ずるものとする。

(参照条文) 法第61条の4

第46条第4項又は第59条第5項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、6月以下の懲役若しくは禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

(公表)

第24条 総合振興局等は、事業停止又は施設閉鎖命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について報道機関等を通じて様式16により公表するものとする。

また、地元市町村に対し通知するとともに、その内容を公表するよう要請するものとする。

第5 緊急時の対応

(緊急時の手順)

第25条 総合振興局等は、児童の福祉を確保すべき緊急の必要がある場合は、第3及び第4までの手順によらず、文書による改善指導を経ずに改善勧告を行うこと、又は改善指導・改善勧告を経ずに事業停止命令又は施設閉鎖命令の措置を行うなど、児童の安全の確保を第一に考え、迅速な対応を行うものとする。

(緊急時の改善勧告)

第26条 総合振興局等は、児童の福祉を確保するため、次の場合は、改善指導を経

ることなく、改善勧告を行うものとする。

- (1) 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
- (2) 著しく利用児童の安全性に問題がある場合
- (3) その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

(緊急時の事業停止命令又は施設閉鎖命令)

第27条 総合振興局等は、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ北海道社会福祉審議会の意見を聴くことができないときは、当該手続きを経ないで、事業停止又は施設閉鎖を命じることができるものとする。
この場合にあつては、事後速やかに北海道社会福祉審議会に対して報告するものとする。

第6 情報提供

(市町村に対する情報提供)

第28条 総合振興局等は、市町村及び保健所、消防機関、児童相談所や衛生関係部局等との連携により指導監督に当たる必要があるため、法令に定める市町村への通知事項以外にも、報告徴収及び立入調査等の状況や改善指導を行った後の認可外保育施設の状況等について、適宜、市町村等に情報提供を行うものとする。

(参照条文) 法第59条第7項、第59条の2第3項、第59条の2の5第2項及び省令第49条の7の2第2項

第59条の7 改善勧告又は事業停止命令若しくは施設閉鎖命令をした場合、その旨の通知

第59条の2第3項 届出があつた場合、当該届出に係る事項の通知

第59条の2の5第2項 認可外保育施設からの運営状況の報告事項のうち、児童の福祉のため必要と認められる事項の通知

施行規則第49条の7の2第2項 都道府県知事は、前項の規定による報告があつたときは、その内容を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。

(一般への情報提供)

第29条 総合振興局等は、平成15年5月28日付け児童第264号保健福祉部児童家庭課長通知「認可外保育施設に係る運営状況調書の提出等について」に基づき、地域住民に対し、認可外保育施設の状況についての情報を提供するものとする。

なお、居宅訪問型保育事業を行う事業者に係る情報提供を行う場合は、個人情報に配慮するとともに、届出の際に公表する旨や公表項目等について、事前に伝えるものとする。

第7 雑則

(記録の整備)

第30条 総合振興局等は、認可外保育施設ごとに、届出された事項、運営状況、指導監督の内容等の必要な記録を整備するものとする。

(厚生労働省への報告)

第31条 知事は、第20条、第22条、第25条又は第26条の措置を講じたときは、厚生労働省に報告するものとする。

(認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領の制定)

第32条 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日

雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添として定められた認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付に関しては、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領で定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年9月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年3月12日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年8月11日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年11月2日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月22日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年12月7日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。